

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第61期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 日本インター株式会社

【英訳名】 Nihon Inter Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江坂文秀

【本店の所在の場所】 神奈川県秦野市曾屋1204番地

【電話番号】 0463(84)8016

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 沖雅直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜2-8-12

【電話番号】 045(470)6075

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 沖雅直

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第1四半期 連結累計期間	第61期 第1四半期 連結累計期間	第60期	
			自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
売上高 (百万円)	8,764	6,438		30,209
経常利益 (百万円)	118	117		530
四半期(当期)純利益 (百万円)	164	69		312
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1	67		43
純資産額 (百万円)	4,742	4,142		4,074
総資産額 (百万円)	20,920	21,640		22,507
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.32	1.09		7.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)				
自己資本比率 (%)	22.7	19.1		18.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第60期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社で営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結累計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による経済活動の低下が見られ、中国など新興国の需要は堅調に推移したものの、サプライチェーンの立て直しには相応の時間を要しており、依然として厳しい状況にあります。

半導体・電子部品業界においては、震災の影響から自動車業界向けの需要に弱さが見られましたが、当初の予想に比べ早期の復旧が進んでおります。民生分野では震災後の節電をテーマとした需要が見られ、また産業分野では回復基調の勢いが強まっており、環境・省エネルギー分野では予想を上回るペースで需要が拡大し、その好調さは今後も続くものと予想されます。

このような事業環境のもと当社は、中華圏を中心とした海外市場への拡販とともに、太陽光発電など環境関連市場の一層の開拓を進め、従来にも増して自動車や産業機器向けへの販売に注力してまいりました。また、コスト構造のスリム化による損益分岐点の引き下げに全社を挙げ取り組んでまいりました。

当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高が前年同期比23億25百万円（26.5%）減の64億38百万円となりました。うち、製品は前年同期比1億61百万円（3.8%）減の40億92百万円で、環境関連向けは順調に推移し、産業機器の需要の回復が本格化しましたが、民生分野が減少し前年同期の水準を若干下回りました。商品は大型液晶ビジネスの減少により、前年同期比21億64百万円（48.0%）減の23億45百万円となりました。

ディスクリート事業では、環境関連ビジネスの本格的な進展により需要が拡大し、太陽光発電向けが伸長しましたが、採算を重視した営業活動の展開により、薄型テレビやPC及び周辺機器向けが減少し、売上高は前年同期比6億10百万円（21.8%）減の21億89百万円となりました。高周波用整流素子のSBD（ショットキー・バリア・ダイオード）は、太陽電池モジュール向けは好調に推移しましたが、液晶テレビ等のデジタル家電向けや震災の影響を受けた自動車向けが減少しました。高速整流素子のFRED（ファースト・リカバリー・エピタキシャル・ダイオード）についても自動車向けが減少し、デジタル家電向けの減少と合わせ売上は減少しました。

モジュール事業では、産業機器市場の需要の本格的な回復からパワーモジュールが大幅に増加し、売上高は前年同期比4億49百万円（30.9%）増の19億2百万円となりました。主力とする汎用インバータや産業用電源、工作機、エレベータ向けなどが大幅に伸長し、今後も引き続き中国市場を中心に需要増を見込んでおります。

商品事業では、採算重視の販売などにより、液晶関連、オプトデバイス、電気部品が減少しましたが、一方、採算の良い開発商品は増加しました。

損益面におきましては、モジュール事業の売上増加、ならびに営業経費の減少等により、営業利益は2億9百万円となりました。モジュール事業と商品事業の営業利益はそれぞれ2億33百万円、10百万円となりましたが、ディスクリート事業は売上の減少から34百万円の営業損失となりました。経常利益は、円高の進行に

よる為替差損を31百万円計上したことなどから、1億17百万円となりました。四半期純利益は、震災に伴う特別損失を23百万円計上したことなどにより69百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ8億66百万円減少の216億40百万円となりました。主な内訳としては、現金及び預金が8億73百万円、商品及び製品が2億17百万円減少しました。一方、受取手形及び売掛金が4億11百万円、原材料及び貯蔵品が1億16百万円増加しました。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ9億34百万円減少の174億98百万円となりました。主な内訳としては、支払手形及び買掛金が6億15百万円減少しました。

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ67百万円増加の41億42百万円となりました。主な内訳としては、利益剰余金が69百万円増加しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億54百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、企業価値向上への取組みとして、ディスクリート・モジュール・商品の3事業について以下のとおり事業を展開していくことを計画しております。

A. ディスクリート事業

つくば事業所の8インチ工場を母体とするビジネスモデルの確立
生産能力の増強と生産ラインの統廃合を含めた生産体制の再構築
ファウンドリ（前工程製造）と後工程専門メーカーの活用による原価低減
中華圏における営業体制強化による収益性の改善
環境・情報端末などの成長分野向けの新製品開発と拡販

B. モジュール事業

生産能力拡大および新製品開発による収益力の強化
環境・再生可能エネルギー市場におけるモジュール製品群の拡充と拡販
モールド型モジュールの開発と生産
中華圏における生産および販売体制の強化

C. 商品事業

収益性の改善に重点をおいたビジネスの展開
ソリューション提案型ビジネスの一層の強化
環境・再生可能エネルギー市場の開拓

当社ではモジュール事業においては、引き続き堅調な売上が予想されます。一方、ディスクリート事業においては、中華圏における代理店の新たな確保など海外での営業拡大により売上の増加を図ってまいります。今後の為替相場の動向に売上および収益が大きな影響を受ける可能性があります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	20,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,870,025	63,870,025	東京証券取引所 (市場第二部)	(注1)
A種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	10,219,622	10,219,622		(注2)、(注3) (注4)、(注5)
計	74,089,647	74,089,647		

(注)1 権利の内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注)2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種優先株式)の特質は以下のとおりであります。

A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得請求権が行使されたA種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の基準額で除して算出されます(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てます。)。また、基準額は、下記のとおり、2015年4月1日以降、毎年1回の頻度で修正されます。

当初基準額は、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)に相当する金額又は150円のいずれか高い金額であります。

2015年4月1日から2037年3月31日までの期間の毎年4月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)に相当する金額に修正されます。

上記の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の80%に相当する額又は150円のいずれか高い額を下限とします。

A種優先株主による取得請求がなされた日において、剰余授權株式数(以下に定義されます。以下同様とします。)が請求対象普通株式総数(以下に定義されます。以下同様とします。)を下回る場合には、(i)各A種優先株主による取得請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てます。また、0を下回る場合は0とします。)のA種優先株式のみ、取得請求の効力が生じるものとし、取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の取得請求にかかるA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなします。

「剰余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいいます。

A：(I)当該取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該取得請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」といいます。）における発行済株式（自己株式を除きます。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除きます。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該取得請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除きます。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除きます。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が取得請求日に取得請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を取得請求日における取得価額（修正・調整されます。）で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。）をいいます。

A種優先株式には、当社が、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてA種優先株式を取得することができる取得条項が付されています。

なお、A種優先株式の取得請求の期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を取得請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとします。

上記乃至の詳細は、A種優先株式の内容として、下記(注3)に記載しております。

(注)3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

100株

2. 剰余金の配当

(1) A種優先配当

当社は、A種優先株式について、2010年6月末日を含む事業年度から2014年3月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2014年4月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に優先して、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、500円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主および普通登録株式質権者に対する残余財産の分

配に優先して、A種優先株式1株につき、500円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2014年4月1日以降2037年3月31日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づくA種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による転換請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または150円のいずれか高い金額とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）および150円は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、A種転換請求期間中、毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。以下「修正基準日価額」という。）に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2015年4月1日以降、修正後取得価額が当初取得価額の、100%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、当初取得価額の80%に相当する額または150円のいずれか高い額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が} \\ \text{保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当社の取締役、

監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2019年7月1日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「A種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ、下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」といい、償還請求が効力を生じた日を「償還請求日」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1)任意償還価額の上限金額

A種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）からA種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定されたA種優先配当金の総額
- (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）からA種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定されたA種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2)任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、500円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額をA種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、当該平均値が150円を下回る場合には、平均値は150円とする。なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。かかる期間中に第5項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第5項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2)強制償還価額

強制償還価額は、2014年3月末日以前においてはA種優先株式1株につき550円、2014年4月1日以降においてはA種優先株式1株につき500円とする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権の有無およびその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

12. その他

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(注) 4 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種優先株式)に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(注) 5 A種優先株式に係る出資は、発行価額の総額(5,109,811,000円)に相当する金銭以外の財産の現物出資の方法により行われております。当該現物出資に係る財産の内容は、以下のとおりであります。

株式会社横浜銀行との間の平成12年7月10日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権(価額: 金10億円(このうち金460,574,000円相当分を現物出資)、返済期日: 平成22年4月30日、利率: 3.050%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

貸付人としての株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行、並びにアレンジャー兼エージェントとしての株式会社横浜銀行との間の平成20年9月24日付コミットメントライン契約書に基づく金銭貸付債権(価額: 借入総額35億円のうち株式会社横浜銀行貸付分の21億円(全額につき現物出資)、返済期日: 平成22年4月30日、利率: 1.963%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社横浜銀行との間の平成21年9月28日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権(価額: 金20億円(全額につき現物出資)、返済期日: 平成22年4月30日、利率3.050%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三井住友銀行との間の平成22年3月30日付手形貸付借入(変更)申込書に基づく貸付けに係る金銭貸付債権(価額: 金416,000,000円(このうち金258,620,500円相当分を現物出資)、返済期日: 平成22年4月30日、利率: 1.975%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三菱東京UFJ銀行との間の平成18年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権(価額: 5億円(このうち金40,616,500円相当分を現物出資)、返済期日: 平成23年9月27日、利率: 2.480%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

株式会社三菱東京UFJ銀行との間の平成19年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権(価額: 2億5千万円(全額につき現物出資)、返済期日: 平成24年9月27日、利率: 2.090%、目的: 金銭貸付債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ))

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日		普通株式 63,870,025 A種優先株式 10,219,622		2,234		1,750

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,219,500		(注1)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,852,400	638,524	同上(注2)
単元未満株式	普通株式 17,225 A種優先株式 122		同上(注3) (注1)
発行済株式総数	普通株式 63,870,025 A種優先株式 10,219,622		(注1)
総株主の議決権		638,524	

- (注) 1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
3 「単元未満株式」欄の株式には、当社所有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本インター株式会社	神奈川県秦野市曾屋1204	400		400	0.00
計		400		400	0.00

(注) 上記の他、単元未満株式64株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,753	4,880
受取手形及び売掛金	2 5,832	2 6,244
商品及び製品	2,316	2,098
仕掛品	1,855	1,792
原材料及び貯蔵品	1,412	1,528
前渡金	239	136
繰延税金資産	2	2
未収入金	237	109
その他	73	109
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	17,718	16,896
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,620	1,585
機械装置及び運搬具（純額）	686	627
土地	893	893
リース資産（純額）	463	449
建設仮勘定	214	249
その他（純額）	76	75
有形固定資産合計	3,954	3,880
無形固定資産	51	49
投資その他の資産		
投資有価証券	153	159
長期前払費用	98	97
保証金	337	333
繰延税金資産	13	13
その他	206	239
貸倒引当金	34	33
投資その他の資産合計	774	809
固定資産合計	4,780	4,739
繰延資産	8	4
資産合計	22,507	21,640

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,411	2,796
短期借入金	1 3,092	1 3,091
1年内償還予定の社債	2,750	2,750
リース債務	248	251
未払金	257	196
未払費用	145	169
未払法人税等	42	14
賞与引当金	159	92
リース資産減損勘定	247	239
災害損失引当金	162	84
その他	151	124
流動負債合計	10,668	9,810
固定負債		
長期借入金	5,330	5,330
リース債務	853	799
繰延税金負債	10	22
退職給付引当金	529	560
長期リース資産減損勘定	632	572
資産除去債務	12	12
事業整理損失引当金	294	292
その他	99	96
固定負債合計	7,763	7,688
負債合計	18,432	17,498
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,234	2,234
資本剰余金	1,750	1,750
利益剰余金	531	601
自己株式	0	0
株主資本合計	4,515	4,585
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15	19
為替換算調整勘定	456	462
その他の包括利益累計額合計	441	443
純資産合計	4,074	4,142
負債純資産合計	22,507	21,640

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	8,764	6,438
売上原価	7,431	5,312
売上総利益	1,332	1,125
販売費及び一般管理費	944	915
営業利益	387	209
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	12	1
物品売却益	3	11
仕入割引	6	4
雑収入	16	9
営業外収益合計	39	27
営業外費用		
支払利息	105	71
為替差損	171	31
社債発行費償却	5	3
雑支出	26	13
営業外費用合計	309	119
経常利益	118	117
特別利益		
賞与引当金戻入額	34	-
貸倒引当金戻入額	3	-
前期損益修正益	23	-
固定資産売却益	2	-
役員退職慰労債務消滅益	19	-
特別利益合計	83	-
特別損失		
固定資産除却損	-	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	29	-
災害による損失	-	23
その他	1	-
特別損失合計	30	23
税金等調整前四半期純利益	171	94
法人税等	6	24
少数株主損益調整前四半期純利益	164	69
少数株主利益	-	-
四半期純利益	164	69

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	164	69
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	150	3
為替換算調整勘定	15	5
その他の包括利益合計	165	2
四半期包括利益	1	67
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1	67
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	1 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額 2,447 百万円	当座貸越極度額 2,446 百万円
借入実行残高 2,441 百万円	借入実行残高 2,440 百万円
差引額 5 百万円	差引額 5 百万円
2 受取手形割引高は、907百万円であります。	2 受取手形割引高は、803百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
1 役員退職慰労債務消滅益については、前連結会計年度末までに確定した役員退職慰労債務が消滅したことによるものであります。	2 災害による損失 当第1四半期連結累計期間に発生した、東日本大震災等の影響による操業度の低下に係る固定費として、23百万円を計上いたしました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
減価償却費	154百万円	145百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

配当金無配のため、該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成22年6月18日付で、自己株式の消却を実施いたしました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本剰余金が67百万円、利益剰余金が4億41百万円それぞれ減少し、自己株式が5億8百万円減少いたしました。当第1四半期連結会計期間末において、資本剰余金が40億10百万円、利益剰余金が125億43百万円、自己株式が0百万円となり、株主資本合計は、44億91百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

配当金無配のため、該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	民生製品	産業製品	商品	
売上高				
外部顧客への売上高	2,878	1,375	4,509	8,764
セグメント利益	153	150	84	387

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第3四半期連結会計期間から組織変更に伴い、従来「民生製品」の主要製品の内の「小電力用一般整流素子」に含まれていた4インチウエハを「産業製品」に含めております。このことにより小電力用一般整流素子は、小電力用一般整流素子等(民生)と小電力用一般整流素子等(産業)に分けております。当四半期連結会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定した前第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額による情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ディスクリート事業	モジュール事業	商品事業	
売上高				
外部顧客への売上高	2,800	1,453	4,509	8,764
セグメント利益	148	155	84	387

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結会計期間から、従来「民生製品」、「産業製品」、及び「商品」としていた報告セグメントの名称を「民生製品」は「ディスクリート事業」、「産業製品」は「モジュール事業」、「商品」は「商品事業」に変更しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ディスクリート事業	モジュール事業	商品事業	
売上高				
外部顧客への売上高	2,189	1,902	2,345	6,438
セグメント利益 又は損失()	34	233	10	209

(注) セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間から、従来「民生製品」、「産業製品」、及び「商品」としていた報告セグメントの名称を「民生製品」は「ディスクリート事業」、「産業製品」は「モジュール事業」、「商品」は「商品事業」に変更しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円32銭	1円9銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	164	69
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	164	69
普通株式の期中平均株式数(千株)	30,953	63,869
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 8日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仁戸田 学 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。